



ハーグ地裁によるシェルに対するCO₂削減命令の影響

富樫 剛 TOGASHI Go

東京フレックス法律事務所 弁護士 / 日本CSR普及協会・環境法専門委員会委員

オランダ最高裁は自国政府に対し、気候変動の被害も人権侵害と捉え排出量削減を命じる判決を2019年に下した。さらに、オランダのハーグ地裁が、2021年5月、民間企業のロイヤルダッチシェル（以下「RDS」という）に、排出量削減を命じる判決を下した。これは、裁判所が民間企業に対し地球温暖化対策の強化を命じた世界初の判決といわれる。

当該判決は、排出量に関するRDS特有の立ち位置等を踏まえて下されたものではあるが、民間企業であっても人権を尊重する必要があるとし、また、販売した製品等から生じる排出量を含めたサプライチェーンまたはバリューチェーン全体であるScope3にまで、RDSが対処する必要があると判断している。当該判決の評価は分かれるが、ESG評価を踏まえた対応が必要となっている状況で、日本企業においても当該判決の内容を無視できない。本稿では、原告団の主張と裁判所の判断の概要、RDSの活動状況を紹介した上で、本判決が日本企業に与える影響について述べる。

はじめに

オランダでは、2019年12月20日、最高裁によって、気候変動による被害も人権侵害と捉えて、オランダ政府に対して排出量の削減目標の引き上げを命じる判決が下されていたが、2021年5月26日、オランダのハーグ地方裁判所（以下、単に「裁判所」という）が、民間企業であるシェルに対して、排出量の削減を命じる判決を下した（以下「本判決」という）。

ロイヤルダッチシェル（以下「RDS」という）は、石油・ガスの生産及び取引をするシェルグループの筆頭持株会社で、化石燃料の世界市場における主要なプレーヤーであることから、気候変動との関係において、他の民間企業と同列に位置付けることはできない。他方で、

RDSは、このような立ち位置にあったからこそ、気候変動への対処について危機感を有して一定の気候変動対策を行っていた。そのような状況で、本判決により、RDSの対策では不十分であるとして、より厳しい対策が求められるようになったことには注目すべきである。

世界各地で気候変動による被害が拡大傾向にあり、ESGに対する取り組みが企業評価/役員評価等にもより影響するようになってきていることからすれば、本判決において、どのような要素が議論されたのかは今後の気候変動への取り組みを検討するにあたって参考になる。また、本判決は、RDSに対して、販売した製品等から生じる排出量を含めた、いわゆるScope3まで含めたCO₂排出量についての削減を命じているため、ESGに対処している企業との取引を有する企業も本判決の概

要を理解しておく必要がある。

本稿では、欧州における気候変動訴訟の状況に触れた上で、原告団の主張と裁判所の判断の概要、RDSの活動状況を紹介した上で、本判決が日本企業に与える影響について検討する。

1. 欧州における気候変動訴訟の状況

オランダの最高裁は、2019年12月20日、オランダ政府に対して排出量の削減目標を引き上げるように命じる判決を下していた。この最高裁の判決は、原告となった環境NGOの名前をとって、Urgenda判決といわれており、「気候変動は人権を脅かす」と判示して、排出量削減による気候変動への対処を人権問題として捉えている。

このUrgenda判決では、温室効果ガスの削減決定という政治的考慮を行うのは議会や政府であって、裁判所ではないということも争われているが、人権の保護は法の支配もとの民主国家において本質的な要素であると判示し、具体的な法律規定の内容や政策は議会や政府に委ねられているが、気候変動への対処について、議会や政府は人権を保護するために十分な裁量を行っていないとして、裁判所が積極的な判断を行っていた。

また、ドイツ連邦憲法裁判所が、2021年4月29日、2019年に策定された気候保護法について、同法では温室効果ガスの排出削減のための措置が2030年までしか規定されておらず、現状の規定のままであれば、将来の国民の権利行使が著しく制約されることになりかねないと判断して、気候保護法について一部違憲とする判決を下していた。

このほかにも、近年、欧州を中心に様々な形で気候変動訴訟が提起されており、気候変動に対する責任について、日本とは比較にならないほど激しく争われている状況にあった。

2. 本事件の概要

上記状況において、2021年5月に判決を下されたのが本判決の事件（以下「本件」という）であり、ハーグ地裁は大手企業のシェルに排出量削減を命じる判決を下した。

2.1 原告団の請求と主張する枠組

本件は、Milieudefensie（オランダ語で、Milieuは「環境」、defensieは「防衛」を意味する）という環境保護団体を中心とする原告団が、RDSに対して、訴えを提起したものである。原告団の主要な請求は、RDSは、グループの

企業方針を通して、グループ全体のエネルギーポートフォリオにおけるCO₂排出量（Scope1～3）を、2019年の水準と比較して、2030年末までに、少なくとも45%削減しなければならないなどと主張するものであった。

原告団は、RDSの削減義務について、オランダ民法第6巻162条において規定されている、明文化されていない社会通念上の規範として、かかる削減義務があると構成しており、RDSがこの規範に違反した場合、同条による不法行為が成立して損害賠償義務を負うことになることを主張している。

2.2 裁判所の判断手法

裁判所は、明文化されていない社会通念上の規範として、具体的にどのような注意義務が課されるかは、全ての状況を考慮して判断されることになっているとして、本件においても、主に、気候変動とその影響、条約等の国際的な取り決め等（気候変動に関する国連枠組条約、気候変動に関する政府間パネル、国連環境計画、パリ協定等）、RDSとシェルグループの活動状況を順次判示した上で、明文化されていない社会通念上の規範としてRDSにCO₂を削減する義務が課されているかを検討している。

このうち、気候変動とその影響、条約等の国際的な取り決めに関する裁判所の認定部分のほとんどは、気候変動に関する一般的な内容なのでここでは省略するが、本判決特有の事情としては、オランダ国立気象研究所による報告を根拠に、気候変動によって生じるオランダに対する影響が判示されている。

具体的には、気候変動によって、オランダでは、気温の上昇、海面水位の上昇、冬の湿潤化、降水量の増加、夏の乾燥化が生じること、最悪のシナリオによっては海面水位が上昇することでオランダのワッデン地域が水没すること、オランダ居住者は感染症の増加、大気質の悪化、紫外線暴露の増加などの健康問題が生じること、干ばつ、水不足、過剰な水によるトラブルが毎年発生しうることなどが挙げられている。

2.3 RDSとシェルグループの活動状況

上記に加えて、裁判所は明文化されていない社会通念上の規範としてRDSにCO₂を削減する義務が課されているかを検討するために、RDSとシェルグループの活動状況を以下のとおり認定している。

- ・RDSは、シェルグループの筆頭持株会社で、シェルグループ全体の指針を定めており、例えば、エネルギー移行を支援するための投資ガイドラインを策定していた。
- ・経営陣の報酬についても、パフォーマンス指標の10%は「エネルギーの推移」についての短期的な

目標の達成に依存させるなどしていた。

- ・シェルグループの排出量についてはウェブサイト掲載しており、GHGプロトコルに従って、Scope1、Scope2、Scope3に分類して報告を行っていた。なお、RDSは、シェルグループの排出量の85%はScope3の排出であると報告していた。
- ・2017年12月には、「Net Carbon Footprint Ambition」を発表し、2050年までにシェルグループが販売するエネルギー製品のCO₂排出量を削減したいと定めており、特定のNCF目標を3～5年間の短期的な目標として定めて、その達成度などを報告していた。
- ・2018年には、エネルギーシステム開発のための「スカイシナリオ」を発表し、再生可能エネルギー等を急速に成長させ、二酸化炭素回収・利用・貯留(CCUS)技術の増加等を前提に2070年までのゼロエミッションを達成させるとしていた。ただ、同年に発行した「エネルギー変革報告書2018」においては、化石燃料以外のエネルギー源にも投資をすることで、CO₂排出量を下げたいなどと報告をしているが、他方で、化石燃料についての需要は今後も高まっていくとし、石油等の価値が毀損する可能性は低いとも報告していた。
- ・2020年4月には、「責任ある投資年次報告書」において、2050年までにScope1とScope2の全排出量の削減を目指すとしており、CO₂排出量のゼロ化を目指すとして報告していたが、Scope3の排出量は売上高原単位当たりのCO₂原単位を2035年に30%、2050年に65%にしたいと報告していた。ただ、この報告書においては、RDSは自社の排出量のみ管理するとして、サプライヤーや消費者の排出量については削減を支援することを目指すという表現に留めていた。
- ・シェルグループのいくつかの企業は、オランダ政府が2019年6月28日に発表した気候協定(温室効果ガス排出量を2030年までに1990年比で49%削減するための企業、政府機関間の一連の措置が含まれている)に署名していた。

上記のとおり、RDSは、役員報酬に排出量削減の指標を依存させ、CO₂削減に向けた目標や施策を具体的に設定し、さらに政府との間で協定を締結していたのであって、気候変動に対する一定の取り組みはしていた。

2.4 裁判所の判断

裁判所は、RDSとシェルグループの活動状況等の事実を踏まえた上で、(1)シェルグループにおけるRDSの指針決定の地位、(2)シェルグループのCO₂排出量、

- (3)オランダとワッデン地域に対するCO₂排出の影響、
- (4)住民の私生活及び家族生活を尊重する権利と生命に対する権利、
- (5)ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)、
- (6)RDSがシェルグループのCO₂排出量などに与えることができる影響の程度、
- (7)危険な気候変動を防止するために必要な対応、
- (8)CO₂排出量削減への可能な道筋、
- (9)二つの挑戦(エネルギー需要とCO₂削減)、
- (10)キャップアンドトレード方式の排出量取引システム、
- (11)削減義務の有効性、
- (12)国家と社会の責任、
- (13)削減義務によるシェルの負担、
- (14)シェルの削減義務の比例性を考慮して、RDSは明文化されていない社会通念上の規範として、RDSには、2019年の水準と比較して、2030年末までに、少なくともCO₂を45%削減する義務があると判断した。

本件の考慮点は、今後、類似の気候変動訴訟が提起された際に、参考にされる可能性が高い。上記の(1)、(2)、(3)などの本件に特有の事情といえるものもあるが、(5)のビジネスと人権に関する指導原則を支えにして、民間企業に対して、Scope3を含めた範囲まで人権への悪影響がないか検討すべきかという点は、本件以外においても考慮することを求められ、気候変動へ対処する際の検討事項となりうる。以下では、(1)から(14)の考慮点について、裁判所の検討内容の概要を紹介する。

(1) シェルグループにおけるRDSの指針決定の地位

RDSは、シェルグループの指針を定める地位にあり、シェルグループはこの方針を実施する状況にある。

(2) シェルグループのCO₂排出量

シェルグループは化石燃料の世界的市場の主要プレーヤーであるので、そのCO₂排出量は、Scope1～3を合わせると、オランダを含む多くの国の排出量を上回っており、世界中のCO₂排出量に大きな影響を与えている。

(3) オランダとワッデン地域に対するCO₂排出の影響

原告団が権利を主張しているオランダとワッデン地域については、気候変動により深刻かつ不可逆的な影響をもたらすことが様々な情報源から明らかである。例えば、オランダは、世界平均の2倍の速さで気温が上昇している(世界平均が約0.8℃であるのに対して、オランダは約1.7℃)。また、最悪のシナリオによっては海面水位の上昇でオランダのワッデン地域が水没しうるし、オランダ居住者の感染症の増加、大気質の悪化、紫外線暴露の増加などの健康問題が生じうる。

(4) 住民の私生活及び家族生活を尊重する権利と生命に対する権利

欧州人権条約 (ECHR) 2 条及び 8 条、ならびに国際人権 B 規約 (ICCPR) 6 条及び 17 条に規定されている、私生活及び家族生活を尊重する権利と生命に対する権利は、国家と市民との間の関係に適用されるもので、原告団と RDS との間に直接適用はできない。ただし、人権の基本的な利益と社会全体の価値のために、裁判所は、社会通念上の規範の解釈において考慮する。Urgenda 判決によって、ECHR 2 条及び 8 条は、地球温暖化により生じる危険な気候変動の影響からの保護を保障しているといえる。2019 年には、国連人権特別報告者により「人権規範は、気候変動を含むあらゆる環境問題に適用されるというのが、今や世界的な共通理解である」と結論づけられている。したがって、オランダとワッデン地域における危険な気候変動の深刻かつ不可逆的な結果は、オランダ居住者の人権を脅かしている。

(5) ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP)

裁判所は社会通念上の規範の解釈において、ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP) に従う。この UNGP は、国際的に承認された権威あるソフトローで、人権に関する国家や企業の責任を定めている。欧州委員会は、UNGP で策定されているように欧州企業は人権を尊重する責任を果たすべきとしている。そのため、UNGP は社会通念上の規範の解釈の指針として適切といえる。

UNGP においては、国家の責任は企業より遙かに重いとされているが、UNGP は、企業も人権を尊重しなければならぬとしており、この人権には上記 (4) にある人権も含んでいる。

企業は、他社の人権侵害を避け、関係する人権への悪影響に対処すべきであるとされている。悪影響への対処は、必要な措置を講じることを意味している。

企業が人権を尊重するために必要な措置は、企業規模等によって異なってくるが、裁判所は、RDS には多くのことが期待されているという意見である。なぜなら RDS はシェルグループの指針を決定できる立場にあり、その排出量は多くの国を上回り、オランダとワッデン地域の危険な気候変動に影響を与える CO₂ 排出の原因となっていて、オランダ居住者の人権に深刻かつ不可逆的な影響とリスクを与えているからである。

一方、UNGP は、企業が自らの活動を通じて人権への悪影響を引き起こすような場合には必要な対処をすることを求めており、また、その企業自体が人権への悪影響を引き起こしていない場合においても、その企業の製品等に関連して、取引関係による人権へ悪影響が生じている場合は悪影響の回避または軽減に努めることを求めている。そして、この取引関係にはバリューチェーンを含むと理解されていることから、企業は、バリュー

チェーンを含めた人権侵害に対処していく必要がある。

RDS のバリューチェーンには、シェルグループが原材料、電力、熱などを購入する取引先から、シェルグループの製品のエンドユーザーまで含まれている。そのため、RDS の責任は、Scope 3 まで及ぶ。これと同趣旨のオックスフォード大学が作成した報告書もあり、裁判所は、社会通念上の規範の解釈をするにあたり、これらを考慮に入れる。

企業は、悪影響についての調査結果と評価に基づいて適切な行動を取る必要がある。企業が人権に対する悪影響を引き起こしているのであれば、これを停止する措置を講じる必要があり、人権に対する悪影響に寄与しているのであれば、その寄与を停止する措置を講じるとともに、影響力を駆使して残りの悪影響を軽減する必要がある。悪影響に寄与していないが、その企業の製品等に関連して悪影響が生じている場合の状況はより複雑な状況になるが、影響力を駆使できる場合はそれを適切に行行使する必要がある。

そのため、RDS の責任は、シェルグループの Scope 1 ~ 3 の排出量に対して行使できる影響力、気候変動を防ぐために必要な対応によって決められることになる。

(6) RDS がシェルグループの CO₂ 排出量などに与えることができる影響の程度

RDS がシェルグループ及び取引先等の CO₂ 排出量に与えることができる影響の程度について述べる。RDS はシェルグループ自体の排出量、すなわち Scope 1 と Scope 2 については影響力を行使することができる。

シェルグループの取引先の排出量については、RDS は悪影響を排除するために必要な措置を最大限採るべきである。シェルグループは、グループの取引に関する指針を通じて、サプライヤーの排出量に対して影響力を行使してきたとはいえない。また、シェルグループの製品のエンドユーザーの排出量に対しても、エネルギーに関する施策 (エネルギーパッケージ) やシェルグループの製品の構成によって影響力を行使することができる。既存の契約等によってエネルギーに関する施策は制限されるかもしれないが、現在の義務を遵守した上で、新たに化石燃料への投資を行わないことなどにより、Scope 3 の排出量に影響を与えることができる。

(7) 危険な気候変動を防止するために必要な対応

原告団の主張はパリ協定の目標を基準としている。パリ協定は、署名者を拘束するものではないし、RDS を拘束するものではない。しかし、署名者は、非国家主体の助けを求めている。CO₂ 排出量削減と地球温暖化の問題は国家だけでは達成することができず、非国家主体の行動が必要であることは幅広く国際的な共通

理解となっている。現在の状況では、非国家主体がCO₂排出量の削減に寄与する必要がある。

パリ協定の目標は、IPCC報告書から導き出されており、広範な国際的な共通理解により支持されており、気候科学における利用可能な最良の科学的知見を表している。そのため、パリ協定の拘束力のない目標は、普遍的に承認されているといえるので、裁判所は、社会通念上の規範を解釈するにあたって、パリ協定の理由付けに従う。裁判所は、2100年までに地球温暖化は1.5度以下の上昇に抑えるべきであり、そのためには温室効果ガスを430ppmに抑えることを追求していくべきと考えている。

裁判所は、危険な気候変動に取り組むためには、直ちに注意を払う必要があると考えている。排出量削減を達成するのに時間がかかるほど、温室効果ガスのレベルが高くなり、残りのカーボンバジェットが早く失われる。今後10年間の取り組みは特に重要で、削減が早ければ早いほど、残りのカーボンバジェットが失われる時間を長くすることができる。オランダ居住者の人権に深刻かつ不可逆的な影響とリスクがもたらされているため、CO₂排出量削減の必要性は更に高まっている。

(8) CO₂ 排出量削減への可能な道筋

IPCCによるSR1.5(1.5℃特別報告書)によれば、2030年のCO₂排出量を2010年比で45%削減することを目指す削減経路のみが示されており、この削減経路が危険な気候変動の深刻な結果を回避する最善の可能性を示している。このことから、裁判所は2030年のCO₂排出量を2010年比で45%削減することを目標とする削減経路が最善の可能性であろうと認めており、社会通念上の規範の解釈においてこの広く支持されている共通理解に従う。

この削減経路は、いわゆるネット(正味)の目標であり、二酸化炭素回収貯留(CCS)を踏まえた施策も考慮することができる。また、RDSが主張するようにエネルギー移行は複雑で、多面的で、本質的に不確実な問題である。

裁判所も、危険な気候変動は世界的な問題であり、RDSだけでは解決できないことを認める。オックスフォード大学の報告書も排出量削減は集団的な目標であると報告している。そのため、裁判所は、明文化されていない社会通念上の規範の解釈において、この趣旨を含めており、削減義務は他社との協力を必要とし、最大限の役割を尽くさなければならない義務であるとしている。したがって、シェルグループの指針を策定する際は、2030年のシェルグループの排出量(Scope1~3)を2019年比で45%削減とする必要がある。エンドユーザーを含むシェルグループの取引関係に関しては、最大限尽くさなければならない義務として、CO₂排出から生じる悪

影響を除去するために必要な措置を講じることがRDSには期待される。この義務の履行として、RDSは化石燃料の採掘への新たな投資を控え、化石燃料の生産を制限することもできる。

(9) 二つの挑戦

増加する世界人口の世界的なエネルギー需要を満たしつつ、CO₂削減に努力するという二つの課題があるが、これらは相反するものではない。手ごろな価格のエネルギーへのアクセスの重要性は、常に気候目標の脈絡の中で満たされなければならないからである。

(10) キャップアンドトレード方式の排出量取引システム

排出量取引システムについて一部を加味することは可能であるが、排出量取引システムはEUにおけるもので、RDSが全世界的にシェルグループで果たすべき排出量の削減の一部に過ぎない。また、排出量取引システムにおける最新の排出削減目標はパリ協定で合意された目標とは同一ではなく、不十分である。

(11) 削減義務の有効性

シェルグループには競合他社がおり、RDSだけが削減義務を課されると、他社が排出量を増やすことになるために逆効果ではないかとの主張があるが、他の石油・ガス会社も石油・ガスへの投資を制限することになるので、この主張は認められない。

(12) 国家と社会の責任

エネルギー移行に対する国家と社会の責任は上記でも議論されてきた。これは、RDSに取っては重要なポイントで、RDSは、国家がフレームワークを決定するまでは、民間団体はいかなる措置も講じることができないと主張する。RDSが引用するオックスフォード大学の報告書も官民パートナーシップ等の責任の分担に注目している。しかし、この問題は、RDSが管理している排出量に関する個々の責任を免除するものではない。また、2050年までにゼロエミッションを達成するためには、各企業が自主的に取り組まなければならないという国際的な共通理解もある。非国家主体が排出量削減に寄与することと企業が削減目標を達成する個々の責任を負担することが不可欠である。

(13) 削減義務によるシェルの負担

裁判所は、削減義務がRDSとシェルグループに大きな結果をもたらすと想定している。削減義務には方針の変更が必要であり、そのためにはシェルグループのエネルギーに関する施策の調整が必要となる。これによって、シェルグループの潜在的な成長が抑えられるかもしれない。CO₂の削減義務に対処するために財務的犠牲を

払う必要があるかもしれないが、RDSが削減義務を果たすことで得られる利益は、シェルグループの商業的利益を上回るもので、これは削減義務を果たさなくていい理由とはならない。

(14) シェルの削減義務の比例性

裁判所は、明文化されていない社会通念上の規範の解釈に削減義務の比例性を含めた。裁判所は、RDSがその性質上責任を負うことができるCO₂排出量はオランダ居住者に損害を与えるリスクが高く、深刻な人権への影響を伴う非常に深刻な脅威であると考えている。これは、現在の世代と将来の世代の両方にあてはまる。危険な気候変動の特徴は、温室効果ガスの排出が、世界のどこでも、どのような形であれ、影響しているということである。そして、温室効果ガス排出量を削減するたびに、危険な気候に対抗することになる。RDSはエネルギーに関する施策を変更することで、削減を実現することができる。これは、RDSに削減義務を課すことを正当化する根拠である。

2.5 裁判所の結論

裁判所は、上記検討を経て、RDSがシェルグループの企業方針を通じて、シェルグループの活動によるCO₂排出量を2030年末時点で、2019年比で45%削減する義務があり、この削減義務はシェルグループ全体のエネルギーポートフォリオと全ての排出量の総量（Scope1～3）に関連していると結論づけた。

3. 本判決が日本企業に与える影響

本判決は、上記の判断を経て、RDSに対して排出量の削減を命じている。本判決に対しては、RDSから控訴がされており、判決が変更される可能性が十分にある。もっとも、かかる事情を踏まえても、本判決により、日本企業に次のような影響が生じると考えられる。

3.1 欧州においては、環境は人権と考えられていること

本判決において、欧州人権条約や国際人権B規約により、気候変動による侵害は人権侵害と捉えられている。コーポレートガバナンスコードに人権の尊重を求める規定が盛り込まれたことで、人権指針等を作成している企業が増えているが、人権指針の作成にあたっては、国際的には、環境についても人権として捉えられていることを踏まえるべきである。また、国連人権理事会は、2021年10月9日、安全で、生活で、健康で、持続可能な環境に住む権利を人権の一つと規定しており、

欧州のみならず、世界的にも、人権とされていることがより鮮明になっている。

3.2 不法行為の判断などに、ビジネスと人権に関する指導原則が加味されること

本判決において、ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）が、企業も人権を尊重すべきと判断される根拠として参照されている。また、UNGPの規定を元に、取引先による排出量を含めてRDSが対応を検討すべきとする理由としても利用されており、UNGPが企業の指針として果たす役割が拡大していることがあらわれていると思われる。また、UNGPを解釈に含めることで、企業の責任の範囲が広範に拡大できることが示唆されているとも思われ、そういった観点からも、UNGPの規範としての価値が高くなってきていることに留意すべきである。UNGPにより求められている人権DDがさらに重視されることが予測される。

3.3 シェルの排出量削減義務はScope3を含めて判断されたこと

本判決が、シェル以外の他の民間企業にそのまま適用されるわけではないが、排出量の削減義務を検討するにあたっては参考とされる可能性が高い。すでに、Scope3を含めて排出量削減に向けた計画を組んでいる企業が多いと思うが、取引先の排出量のチェック体制の構築などが必要となってくる可能性にも留意すべきである。

3.4 気候変動に対してより厳しい取り組みを求められたこと

シェルは、化石燃料の世界的市場の主要プレーヤーであるからこそ気候変動に対する取り組みを進めており、本事件が審理されていた2019年、2020年にかけても、気候変動に関する具体的な対応を明確化するなどしていたが、本判決において、より厳しい取り組みを命じられることになった。ニュースリリース等を確認する限り、シェルの取り組みが業界内において劣っていたようには見えないが、排出量削減についての具体的な取り組みについては、社会情勢に応じてより厳格なレベルでの取り組みを行っていくことが必要となる可能性が高い。

3.5 日本においても訴訟を提起される可能性がないとはいえないこと

日本においては、排出量の削減を求める訴訟が提起されていることは確認できないが、人格権に基づく妨害排除請求権として「CO₂排出量が〇〇t-CO₂を超え

ない措置をせよ」とする抽象的差止請求がされる可能性はないとはいえない。また、現状、日本の訴訟においては環境権が認められていないが、本事件の原告団と連携するなどして、NGO等が政策的意図等をもって提起してくることもあり得ることに留意すべきである。

おわりに

本判決は、オランダ民法による、明文化されていない社会通念上の規範という概念がでてくるなど日本企業には馴染みがたい内容である。判決の内容についても、ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）をもとにScope3についても対処しなければならないとし、エネルギーに関する施策を変更することで、取引先の排出量に影響を与えることができるという論理構成もやや強引とも思え、評価は分かれるものと思う。もともと、民間企業に対して排出量の削減義務を命じるという、これまで類を見ない判決であるので、企業におけるESG対応の参考にしていただければ幸いである。

各国GHS対応 SDS/ラベル作成サービス

産業環境管理協会国際化学物質管理支援センターでは以下のようなご要望に柔軟に対応致します。

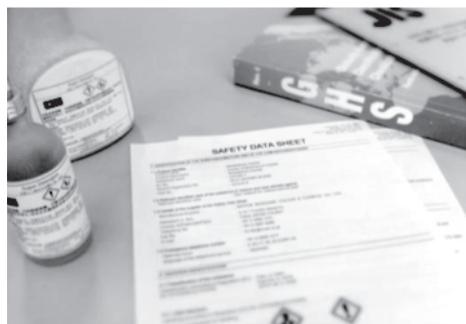
- 日本語、英語等のSDSを元にEU等、各国対応SDSを作成してほしい。
- 現在サプライヤーから提供されたSDSがあるが、分類をチェックしてほしい。

<業務案内>

- SDS/ラベル作成に関するご相談受付
- EU27加盟国22言語対応をはじめとする上
市国公用語によるSDS/ラベル作成
- 分類に対するアドバイス
- 24時間緊急連絡対応（中国）
- SDS作成のためのデータ（物理化学性データ、毒性データ、環境毒性データ、曝露情報等の情報調査）
収集及びハザード分類

<対応している主な法規>

- EU：REACH規則及びCLP規則
- 中国：危険化学品安全管理条例、GB/T 16483-2008等
- 韓国：有害化学物質管理法、産業安全保健法等
- 台湾：危険物及び有害物の表示ならびに周知規則等
- 日本：PRTR法、安衛法、毒劇法、JIS Z 7253等



一般社団法人 産業環境管理協会
国際化学物質管理支援センター
電話：(03) 5209-7709
FAX：(03) 5209-7706
担当：石川
E-mail：int-chem@jemai.or.jp